



足立区議会だより

発行/足立区議会 ☎(3880)5111 No. 183

第4回
定例会

70
古紙配合率70%
再生紙を使用しています



都立東京武道館

第4回定例会 会議のあらまし

平成12年第4回定例会は、12月1日から12月21日までの会期21日間で開催されました。
今定例会では、区長提出議案19件、議員提出議案5件及び区民のみなさんから提出された請願・陳情等が審議されました。
結果については、本文記載のとおりです。

区長提出議案 すべて原案可決

区長提出議案「平成12年度一般会計補正予算(第3号)」「国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」「介護保険特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

その他の区長提出議案16件(原案可決15件、承認1件)についてもすべて可決されました。

(可決した議案は7頁に掲載)

議員提出議案 5件を可決

「足立区議会情報公開条例」が可決されたほか、「デポジット制度の早期法制化を求める意見書」他3件が可決されました。

意見書は、関係機関に提出いたしました。

(足立区議会情報公開条例は8頁に、意見書は6頁に掲載)

請願・陳情を審査

区民のみなさんから提出された請願・陳情42件は、採択5件、撤回1件で、他36件については、継続審査となりました。

なお、2委員会以上に分割付託した請願は、各1件としていきます。

(採択された請願・陳情の件名は6頁に掲載)

主な内容

- 区政を問う(各会派代表 質問)・・・2～5頁
- 今定例会で可決した意見書・・・6頁
- みなさんからの請願・陳情・・・6頁
- 議決結果・・・7頁
- 報告・・・7頁
- 他議会からの視察状況・・・7頁
- より開かれた議会をめざして・・・8頁

『議員からの寄付は、罰則を以て禁止されています』

議員(候補者等を含む)が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等を行うことは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。また、受け取った人も、罰せられます。

個人に対しても、結婚式・葬式(告別式を含む)以外全ての、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・中元等)を行うことも、同様に禁じられています。区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

問

代表質問は平成12年12月1日・4日・5日に開会された第4回定例会本会議で行われました。

代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する10名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行に当たる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。

以下、その一部を掲載します。

足立区議会自由民主党



古性 重則
議員

税収の源泉である区内の主要産業について

【問】地場産業（皮革、金属、機械、家具、日用雑貨等）については、各種あっせん融資制度の制定・運用を行い、一定額の補助金を投入し、異業種交流などの組織化を行ってきたが、その成果は挙がっているか、また、それらの事業所数の漸減は止まったか、若しくは緩和されたか。

【答】現在、区では、中小企業向けの斡旋融資を行っており、成果をあげている。また、異業種交流促進事業を平成2年度から行い、現在6グループが設立され活動しているが、景気低迷の中、これら施策を行ったにもかかわらず、事業所数の漸減への歯止めとはなっていない。

【問】区民の最大の関心事の一つは、雇用不安であると考え、そこで、区としては雇用創出の為に、新しい労働者派遣法で大幅に規制緩和された「派遣労働」について、その可能性と今後の取り組みについて伺う。

【答】平成11年12月に労働者派遣法が施行され、区では、本年6月に中高年齢者向けの派遣労働の拠点を誘致し、中高年齢者が自分のキャリアを生かして就労できる場を確保した。

【問】区民の最大の関心事の一つは、雇用不安であると考え、そこで、区としては雇用創出の為に、新しい労働者派遣法で大幅に規制緩和された「派遣労働」について、その可能性と今後の取り組みについて伺う。



【問】東京都は、昨年「心の東京革命」を提唱した。足立区では全国に先駆け「開かれた学校づくり」「学校選択の自由化」など先進的な教育改革を推進しているが、東京都と足立区の関係、教職員の身分・立場等を考えると、今年8月に策定された「心の東京革命行動プラン」と区が進める教育改革とどのように整合させるのか。

【答】足立区における教育改革も、「特色ある学校づくり」を基盤に学校を地域に開き、連携して子どもの教育を図ることをねらいとしており、東京都の考え方と軌を一にするものである。教職員がこれらの趣旨を理解するとともに学校の特色を積極的に地域に発信し、地域から評価を受け、改善していくことが重要であると考え。

【問】インターネットが区内全中学校に導入される前に、ITの光と影の部分把握し、その対応を検討することが重要である。

【問】インターネットが区内全中学校に導入される前に、ITの光と影の部分把握し、その対応を検討することが重要である。

【問】区は、親水公園、親水緑道等を積極的に建設・整備してきたが、人々の安らぎや憩いの場だけのものではなく、災害に對しても活用すべきである。

【問】区は、親水公園、親水緑道等を積極的に建設・整備してきたが、人々の安らぎや憩いの場だけのものではなく、災害に對しても活用すべきである。

【問】区は、親水公園、親水緑道等を積極的に建設・整備してきたが、人々の安らぎや憩いの場だけのものではなく、災害に對しても活用すべきである。

【問】区は、親水公園、親水緑道等を積極的に建設・整備してきたが、人々の安らぎや憩いの場だけのものではなく、災害に對しても活用すべきである。



【問】水質ワースト1の脱却のために水の流れを人工的に作り浄化していくか、それが不可能であれば、発想の転換により川に部分的に蓋を掛け、その地上空間を区管理財産として駐車場・駐輪場等に活用すべきと思うがどうか。

【問】水質ワースト1の脱却のために水の流れを人工的に作り浄化していくか、それが不可能であれば、発想の転換により川に部分的に蓋を掛け、その地上空間を区管理財産として駐車場・駐輪場等に活用すべきと思うがどうか。

【問】水質ワースト1の脱却のために水の流れを人工的に作り浄化していくか、それが不可能であれば、発想の転換により川に部分的に蓋を掛け、その地上空間を区管理財産として駐車場・駐輪場等に活用すべきと思うがどうか。

【問】水質ワースト1の脱却のために水の流れを人工的に作り浄化していくか、それが不可能であれば、発想の転換により川に部分的に蓋を掛け、その地上空間を区管理財産として駐車場・駐輪場等に活用すべきと思うがどうか。

【問】国勢調査は、現代社会構造の中では、正確さを求めるのは困難である。ただし、少子高齢化時代の対応等に必要調査と位置づけるのであれば、調査方法の抜本的改善を東京都を通じて国へ進言すべきと思うがどうか。

【問】国勢調査は、現代社会構造の中では、正確さを求めるのは困難である。ただし、少子高齢化時代の対応等に必要調査と位置づけるのであれば、調査方法の抜本的改善を東京都を通じて国へ進言すべきと思うがどうか。

【問】国勢調査は、現代社会構造の中では、正確さを求めるのは困難である。ただし、少子高齢化時代の対応等に必要調査と位置づけるのであれば、調査方法の抜本的改善を東京都を通じて国へ進言すべきと思うがどうか。

【問】国勢調査は、現代社会構造の中では、正確さを求めるのは困難である。ただし、少子高齢化時代の対応等に必要調査と位置づけるのであれば、調査方法の抜本的改善を東京都を通じて国へ進言すべきと思うがどうか。



藤沼 壮次
議員

【足立区の財政事情を考える】

【グリーンペーパー】について

【問】最近、日本共産党足立区議団ニュースというチラシが大量に区民に配布され、それには、「足立区の財政は毎年黒字で、11年度決算は、4億3千万円の黒字である。」と書かれていた。

これは、単純に歳入から歳出を引いた金額に繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支を言っているもので、財政状況を知る指標の一面

【問】最近、日本共産党足立区議団ニュースというチラシが大量に区民に配布され、それには、「足立区の財政は毎年黒字で、11年度決算は、4億3千万円の黒字である。」と書かれていた。

【問】最近、日本共産党足立区議団ニュースというチラシが大量に区民に配布され、それには、「足立区の財政は毎年黒字で、11年度決算は、4億3千万円の黒字である。」と書かれていた。

【問】最近、日本共産党足立区議団ニュースというチラシが大量に区民に配布され、それには、「足立区の財政は毎年黒字で、11年度決算は、4億3千万円の黒字である。」と書かれていた。

【問】最近、日本共産党足立区議団ニュースというチラシが大量に区民に配布され、それには、「足立区の財政は毎年黒字で、11年度決算は、4億3千万円の黒字である。」と書かれていた。

【問】最近、日本共産党足立区議団ニュースというチラシが大量に区民に配布され、それには、「足立区の財政は毎年黒字で、11年度決算は、4億3千万円の黒字である。」と書かれていた。

代表質問

区政を

傍聴してみませんか 区議会本会議は公開されています

財政再建の今後のスケジュールについて

【問】グリーンペーパーによって、現在の危機的状況を区民に十分理解してもらい、協力を得て、財政再建の提案をしていくものと考えているが、今後のスケジュールについて伺う。

【答】区は、9月11日に足立区緊急財政対策本部を設置した。この本部では、緊急的な財政対策のほか、中期的な経営改革の方向性についても検討している。

【問】具体的な再建策がまとまり次第、提案をし、できるものは13年度当初予算に計上させ、時間を要するものについては、「財政健全化計画」の計画期間内である15年度までに実施する。



財源確保の努力をせよ

【問】財源の確保は、都区制度改革により、財政調整交付金の割合が44%から52%に変更されたが、移管された事業に比べて8%増では事業費が足りない。わが区のように財政調整交付金に依存する自治体では影響が大きい。同じ立場の区と協力して、配分を有利にするよう働きかけていくべきと思うがどうか。

【答】今回の配分割合は、清掃事業について、一定期間の特例的な対応等を踏まえたものである。都区双方の事務の役割分担

を踏まえた財源配分のあり方については、今後も引き続き継続して協議していく。また、大きな制度改正や対応しきれない事態が発生した場合には、再度協議し、状況に応じ遅滞なく働きかけていく。

歳出の削減について

【問】歳出の削減は、高齢社会などの対応により、義務的経費を削減することが難しい状況にある。人件費を除いては、むしろこれからも伸びていくことが予想される。よって、投資的経費を削減するしかないと思われる。今後、区は計画事業をどのように進めていくのか伺う。

【答】計画事業は、毎年3年間にわたる実施計画を策定し、その実現を図っている。今後は、この実施計画策定時に、財政状況や事業の緊急度・必要性等を勘案し、事業量や事業の実施時期の調整を行い、事業費の平準化を図っていく。同時に、新たな事業手法の検討、民間や他の団体との協働のしくみづくりを通じた事業の再構築を行い、計画事業のあり方を検討していく。



吉岡 茂 議員

六町地区のまちづくりについて

【問】六町地区内には、既に耐用年数が過ぎた建物が多く点在している。しかし、区画整理事業の計画があるため、建替え時期の判断ができず、生活設計が立たない住民がいる。東京都施行の区画整理事業ではあるが、換地設計の発表時期、

第1回仮換地指定の時期、工事実行時期の大きな予定を伺う。また、建物の規制や制限に関わる地区計画の確定や用途地域の変更は、いつ頃になるのか。



【答】本事業は、平成10年3月に事業認可を取得しており、現在、換地計画について作業中であり、年内に換地設計をまとめ発表すると聞く。

【問】第1回仮換地指定の時期は、来年の夏以降とし、事業の概ねの期間として、造成工事は、平成14年度から24年度までを予定している。

【答】また、地区計画や用途地域の変更については、第1回仮換地指定時期に歩調をあわせ、区及び東京都において、平成13年度中には誘導容積型の地区計画と用途地域変更の都市計画手続きをする予定である。

【問】駅前広場、六町公園、常磐新線開業時の複合商業施設は、一体的整備に向けた取り組みが必要であると考えます。その際、駐車場や駅前交番を含め、安全で住みよいまちになるよう検討を進めるべきと考えますがどうか。また、これらの今後のスケジュールを伺う。

【答】地域拠点としての駅前の一体的整備については、駐輪場、駅前交番、駅前広場、六町公園、

開業時の商業複合施設を含め、庁内及び東京都と調整を進めている。

【問】今後のスケジュールについては、平成17年度の新駅開業に間に合うように平成14年度に基本設計を行い、体制を整えていく。新加平小学校の「開かれた学校づくり」について

【問】新加平小学校は、「六町まちづくり基本計画」において学校開放を基本とし、生涯学習防災機能を兼ね備えた生活の核として位置づけられている。

【問】新加平小学校は、生涯学習や防災機能も兼ね備えた施設として整備することを考えている。学校改革に際しては、学校施設建設基本構想や基本計画を策定し、設計に反映させていく手法を取っている。新加平小学校においても基本構想づくりは、学校や関係機関と協議し、



谷中 慶子 議員

区長の未収金徴収に対する覚悟について

【問】未収金の徴収については、積年の課題として議会で指摘され、区も努力をしてきたと思う。しかしその成果は余り実っていない。収入未済額の推移や不納欠損額をみれば一目瞭然である

足立区議会公明党

地元住民の方々の意見も十分に聴き、策定していく。時期については、平成14年度を想定している。

【問】新加平小学校建設候補地は駅前広場から約300m前後の位置に予定されているが、駅周辺の繁華街に学校が存在する場合、児童・生徒に悪影響を与える恐れはないか。また、商業環境との兼ね合いをどのように考えているのか伺う。

【答】予定地周辺は、都市計画法による用途地域を基準に地域制限を行い、地区計画によりホテルや遊技施設などの建築物の制限を行う。さらに、学校等保護対象施設からの距離によって風俗営業等を規制し、児童・生徒への悪影響は最小限に食い止めることが可能である。

【問】教育環境と商業環境との調和は、まちづくりのルール化や魅力ある景観形成に努め、さらに、学校に隣接した公園を設置するなど良好な環境を確保していく。

【問】既に数年前に提案した、区立学校における混合名簿の採用について、現在小学校4校のみで採用とのことだが、混合名簿に移行できない理由があるのか。また完全実施の目標年次はいつと決めているのか。

【答】収入未済の額は、平成11年度決算ベースで、特別区民税45億円余、保育所費1億3千万円余、生業資金1億9千万円余等の大変な金額になる。こうした財政状況の中で、その徴収に努力する姿勢は理解するが、区民への理解を求めつつ、どこまで実行するのか、区長の覚悟の程を示せ。また、管理事務費等の抑制は、多くの委託事業を抱える当区に



学校の男女混合名簿を早急に普及せよ

【問】現在、「男女平等教育推

あつては重要な観点である。事業内容に見合った契約に改めると共に、その抑制効果について示せ。

【答】未収金の徴収は、財源の安定確保に必要なだけでなく、保険制度の堅持や受益者負担の公平性を維持するために必要不可欠である。そこで、収納率向上対策として、納税者の生活実態を見極めながら、夜間・休日臨戸徴収や不動産売却などの徴収対策を強化し、これらを果敢に実行していく。また、管理事務費等については、委託契約にあたり、各業務の仕様書を精査の上、見直しを行うとともに競争入札などにより、経費の抑制を図っていく。

進委員会」を中心に来年度から各学校が混合名簿を導入しやすいうように様式を検討している。今後とも男女平等教育の趣旨の周知を深めながら、導入が促進されるよう指導していく。

また、条例制定についても同様に、調査・研究を進めていく必要があると認識している。障害者や老人にやさしい町づくりについて

【問】平成11年11月、交通バリアフリー法が施行されたが、区内一般歩行者道路の段差解消は、現在何%位完成しているのか。また、今後の見通しについて

【答】歩道等のバリアフリー達成率については、本年4月に歩道整備の縦断勾配などの技術的基準が改正され、よって現時点では新基準による達成率は把握できていないが、旧基準では概ね40%となっている。

【問】区では各福祉事務所と女性総合センターにおいて、相談にに応じている。今後も啓発ポスターや広報紙、並びに便利帳等で広報し、関係機関とも連携を図っていく。区は青少年健全育成都市宣言をせよ

【問】近年の少年犯罪は、現代世相の反映であり、大人社会から学習したことの結果である。子ども達が大人社会の犠牲者にならぬよう、区民を上げて取り組むべき事との認識に立ち、都市宣言すべきであると思うがどうか。

また、宣言に基づく区としての青少年健全育成条例を制定すべきであると思うがどうか。【答】都市宣言については、区内の青少年健全育成団体、及び警察署などの関係機関の意見・要望を伺い、調査・研究をしていく。

また、条例制定についても同様に、調査・研究を進めていく必要があると認識している。障害者や老人にやさしい町づくりについて

【問】平成11年11月、交通バリアフリー法が施行されたが、区内一般歩行者道路の段差解消は、現在何%位完成しているのか。また、今後の見通しについて

【答】歩道等のバリアフリー達成率については、本年4月に歩道整備の縦断勾配などの技術的基準が改正され、よって現時点では新基準による達成率は把握できていないが、旧基準では概ね40%となっている。

【問】区では各福祉事務所と女性総合センターにおいて、相談にに応じている。今後も啓発ポスターや広報紙、並びに便利帳等で広報し、関係機関とも連携を図っていく。区は青少年健全育成都市宣言をせよ

【問】近年の少年犯罪は、現代世相の反映であり、大人社会から学習したことの結果である。子ども達が大人社会の犠牲者にならぬよう、区民を上げて取り組むべき事との認識に立ち、都市宣言すべきであると思うがどうか。

また、宣言に基づく区としての青少年健全育成条例を制定すべきであると思うがどうか。【答】都市宣言については、区内の青少年健全育成団体、及び警察署などの関係機関の意見・要望を伺い、調査・研究をしていく。



忍足 和雄 議員

【結果】よりプロセスの共有化が必要である

【問】地方分権、財政難の時代という観点・背景から、財政情報について、結果ではなく意思決定のプロセスを公開することにより、住民の満足度を高めるといった発想の転換は、今日的に必要なと思うが、考え方を伺う。

【答】予算の決定に際し、結果ではなくプロセスの共有化が住民の満足度を高めると言う発想の転換は、地方分権の時代に相応しく、区と区民の新しい関係であると考える。

区はこれまでも、区民の皆様と区議会が予算編成のプロセスに関わるよう努力してきた。今後も、区政診断の実施等を踏まえ、意思決定過程の透明化を目指していく。

【問】平成14年度から職員の再任用制度発足にともなう、職員の定数管理について

【問】平成14年度から職員の再任用制度が発足するが、この制度の導入により、新規採用予定職員数の減員について考えているのか伺う。

【答】この制度によるフルタイム職員については、条例定数の対象となる。また、短時間勤務職員についても条例外で別途管理することとなる。

よって、新規採用予定職員数の減員になるものと考えている。

【問】平成13年1月より、中央省庁は22省庁から、1府12省庁に再編され、効率的でスリムな行政を目指した行政改革を進めるため、さまざまな制度や計画が整備される。

足立区の行政組織機構についても、統廃合と再編を行い、スリム化、効率化に向けて大胆に改革をすべきと考えるがどうか。【答】区の組織は、社会情勢の変化や時代の要請に即応した組織でなければならぬと考えている。



大胆に、区の行政組織機構の改革をせよ

【問】平成13年1月より、中央省庁は22省庁から、1府12省庁に再編され、効率的でスリムな行政を目指した行政改革を進めるため、さまざまな制度や計画が整備される。

足立区の行政組織機構についても、統廃合と再編を行い、スリム化、効率化に向けて大胆に改革をすべきと考えるがどうか。【答】区の組織は、社会情勢の変化や時代の要請に即応した組織でなければならぬと考えている。

おり、今後は、現在の組織の検証を行い、区民サービスの向上や、さらなる組織の簡素化・効率化に取り組んでいく。

【問】この制度によるフルタイム職員については、条例定数の対象となる。また、短時間勤務職員についても条例外で別途管理することとなる。

よって、新規採用予定職員数の減員になるものと考えている。

【問】平成13年1月より、中央省庁は22省庁から、1府12省庁に再編され、効率的でスリムな行政を目指した行政改革を進めるため、さまざまな制度や計画が整備される。

足立区の行政組織機構についても、統廃合と再編を行い、スリム化、効率化に向けて大胆に改革をすべきと考えるがどうか。【答】区の組織は、社会情勢の変化や時代の要請に即応した組織でなければならぬと考えている。

足立区の行政組織機構についても、統廃合と再編を行い、スリム化、効率化に向けて大胆に改革をすべきと考えるがどうか。【答】区の組織は、社会情勢の変化や時代の要請に即応した組織でなければならぬと考えている。

また、地域住民が公園や空き地で緑を育てる「コミュニティガーデン」が注目されはじめている。幸い足立区では、プチテラスや公園が多くあり、そうした場所を利用したり、また街路樹の回りに四季の花を植えるなど、堆肥を活用する施策を実施したかどうか。そして、地域の方々にお手伝い頂き、地元の学校の子ども達も参加していけば、自然を大切にすることも育まれると思うがどうか。

【問】現在の堆肥化しているものは、自校の花壇への散布や地域の人達に差し上げている。また、残業の処分・活用については、モデル事業の結果を踏まえて、今後のあり方を検討していく。

【問】新たな公共施設等の整備に当たっては、民間活力を積極的に活用していきたいと考えている。民間資金等を活用したPFIは、民間活力導入の新しい手法の一つであり、低廉で、良質な公共サービスの提供などの点で、大変有効である。

具体的には、自転車駐車場の改築について、モデル的にPFI的手法の活用を検討中である。

【問】最近、調理くずなどの生ごみを堆肥にする動きが広がっている。足立区の学校においても2校が堆肥化をしているように活用されているのか。そして、今後区は学校給食の残菜をどのように処分または活用していくのか。

また、地域住民が公園や空き地で緑を育てる「コミュニティガーデン」が注目されはじめている。幸い足立区では、プチテラスや公園が多くあり、そうした場所を利用したり、また街路樹の回りに四季の花を植えるなど、堆肥を活用する施策を実施したかどうか。そして、地域の方々にお手伝い頂き、地元の学校の子ども達も参加していけば、自然を大切にすることも育まれると思うがどうか。【答】現在堆肥化しているものは、自校の花壇への散布や地域の人達に差し上げている。また、残業の処分・活用については、モデル事業の結果を踏まえて、今後のあり方を検討していく。

そこで、現在担当部内に検討会を設置しているが、今後は実態把握に努めるとともに、関連部課や警察署も交えた連絡会を設置し対応していく。パトロール隊の結成や監視システムの設置、エコポリス等についても、この中で検討していく。

【問】大切な地球環境を守るため、ISO認証取得をせよ

【問】大切な地球環境を守るため、ISO認証取得をせよ

【問】大切な地球環境を守るため、ISO認証取得をせよ

【問】大切な地球環境を守るため、ISO認証取得をせよ

【問】大切な地球環境を守るため、ISO認証取得をせよ



日本共産党足立区議団



橋本ミチ子 議員

【行革】の名のもとに、区民にガマンを押しつけるな

【問】鈴木区政は「足立区の財政事情を考える」(討論素材)の中で「足立区は赤字だ」と宣伝している。しかし、11年度決算で約4億円の黒字と示されたように区の実際の収支を示す実質収支は毎年黒字である。鈴木区政の狙いは議会や区民に赤字論を振りまき、新たな区民要求を抑えこみ、「行革」の名による区民施策の切り下げ、削減をするために区民にガマンを押しつけることにあるのではないか。

【答】実質収支は財布の中身であり、その赤字は絶対避けなければならず、11年度は土地開発

めに、今こそすべてのシステムを循環型社会へと転換していかなくてはならない。そのためには目標を明確にしていくことが大切である。そこで一人ひとりが環境を守るエコライフを推進するために、環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得を提案するがどうか。

【問】鈴木区政は「足立区の財政事情を考える」(討論素材)の中で「足立区は赤字だ」と宣伝している。しかし、11年度決算で約4億円の黒字と示されたように区の実際の収支を示す実質収支は毎年黒字である。鈴木区政の狙いは議会や区民に赤字論を振りまき、新たな区民要求を抑えこみ、「行革」の名による区民施策の切り下げ、削減をするために区民にガマンを押しつけることにあるのではないか。

【答】実質収支は財布の中身であり、その赤字は絶対避けなければならず、11年度は土地開発

【問】鈴木区政は「足立区の財政事情を考える」(討論素材)の中で「足立区は赤字だ」と宣伝している。しかし、11年度決算で約4億円の黒字と示されたように区の実際の収支を示す実質収支は毎年黒字である。鈴木区政の狙いは議会や区民に赤字論を振りまき、新たな区民要求を抑えこみ、「行革」の名による区民施策の切り下げ、削減をするために区民にガマンを押しつけることにあるのではないか。

【答】実質収支は財布の中身であり、その赤字は絶対避けなければならず、11年度は土地開発

【問】鈴木区政は「足立区の財政事情を考える」(討論素材)の中で「足立区は赤字だ」と宣伝している。しかし、11年度決算で約4億円の黒字と示されたように区の実際の収支を示す実質収支は毎年黒字である。鈴木区政の狙いは議会や区民に赤字論を振りまき、新たな区民要求を抑えこみ、「行革」の名による区民施策の切り下げ、削減をするために区民にガマンを押しつけることにあるのではないか。

区内業者の仕事確保に努めよ

【問】緊急経済対策として区が発注する工事は、地元業者優先の立場で区施設修繕を前倒しし、区内業者の仕事確保に努めるべきと思うがどうか。

【答】区が発注する工事は、区内業者で対応可能なものは従来から区内業者に優先発注している。今後とも区内業者優先発注を行っていく。区施設補修工事は、緊急経済対策検討会議の主旨に基づき計画的に前倒しで区内業者に優先発注している。

裂し中に入っていた有害物質のPCBが生徒に付着した事故が起きた。破裂した蛍光灯のコンデンサーは30年前の製品で、絶縁体としてPCBを使用していたもの。足立区でも30年前に取り付けた蛍光灯があと8校あり、今期中に取り替えると聞いている。冬休みを利用して安全な部品に交換すべきだがどうか。また、西部・中部センターにもPCB使用の蛍光灯約250本が使われている。これらの施設は多くの区民が使用しており、安全なものに取り替えるべきだがどうか。その際区内業者に仕事を回すべきと思うがどうか。

【問】「学校は大きいより小さい方がよい」とはすべての教育関係者の常識だが、足立区は「小さいより大きい方がよい」との方針でわざわざ「適正化」を名目に誰も望まない大規模化をすすめている。日本の学校規模で299人以下の学校は何%あるのか、また149人以下の学校は何%か。

【答】日本全国の学校規模の割合は、文部省の平成11年度「学校基本調査報告書」によると、小学校で299人以下は54・6%、149人以下は34・8%、中学校で299人以下は41・1%、149人以下は22・8%である。

【問】日本全国の学校規模の割合は、文部省の平成11年度「学校基本調査報告書」によると、小学校で299人以下は54・6%、149人以下は34・8%、中学校で299人以下は41・1%、149人以下は22・8%である。



PCB使用器具問題について

【問】八王子市・柏市の小学校でPCBを使用した蛍光灯が破

な自治体には、介護保険制度の欠陥を補って住民を守るべき役割があると考えられるがどうか。

【答】介護保険は介護サービス提供を目的とし、生計維持については公的扶助など社会保障全体の中で見るべきものと考えられる。介護を必要とする高齢者を40歳以上の被保険者全員で支えるのが介護保険の趣旨である。従って、国に対して意見を上げる考えはない。

住民に一番身近な自治体には住民の生活を守るべき役割があるが、区はその役割を社会保障制度総体として果たすものであり、現に果たしていると考えられる。



区は介護保険の事業者となれ

【問】区は自ら介護保険事業者となり、特別養護老人ホームを社会福祉法人に運営委託する方式をとって、施設運営とサービスの安定的な供給を図る施策を行うべきだがどうか。さもなくば実質的に事業者となったのと同様の制度の確立が求められているがどうか。



鈴木けんいち 議員

介護保険制度の欠陥に対して

【問】介護保険は社会保険制度でありながら防貧的しくみを持たず、貧困におちいった世帯を救う最後の砦である生活保護に最初から制度存立の基盤を置かなければ成り立たない。こうした介護保険の欠陥を正すのは本来国の責務である。区として国に対して意見を上げる考えはないか。同時に、住民に一番身近

【答】専門的知識を持った社会福祉法人が直接事業者の指定を受けサービスを実施することにより、法人独自の経営に基づく柔軟な運営が可能となる。区自ら介護保険事業者となることは考えていない。

【問】二〇〇三年度から障害者福祉サービスが措置から契約に移行する方向だが、移行後は完全に介護保険に組み込まれることも予想される。区は障害者福祉サービスの介護保険への移行にあたり、障害者の負担増やサービスの低下にならないよう国へ意見を上げるべきだがどうか。

【答】障害者福祉サービスの介護保険への移行については国の明確な方向性が示されていない。国の動向に注目しながら適切な対応をしていく。

【問】第三次行政改革大綱について



ぬかが和子 議員

第三次行政改革大綱について

【問】第三次行政改革大綱は10月に素案発表、12月に確定の予定であった。しかし、実際には12月に素案発表と大幅に遅れている。来年度予算編成に間に合うよう措置事項・行動計画も含めて議会や区民の意見を反映できる特別の対策をとるべきと思うがどうか。

【答】区議会の皆様、区民代表による行政改革推進委員会等の意見を伺いながら、行政改革大綱（第三次）を策定していく。

公共事業の見直し・凍結とは

【問】区は緊急財政対策本部を設け、マスコミや広報を活用して「財政危機」をアピールしている。多くの区民は「公共事業は新規事業だけでなく今までの事業もすべて凍結・見直しを行う」と受け止めている。しかし、実際には、第四次基本計画上の計画事業は「新規事業ではないのですべて進める」という。学

【答】公共施設は目的をもって設立されたものだが、他に優先的に実施すべき施策や事業に資源をあてなければならぬ場合などは、事業終了もやむをえないと考える。今後の公共事業は、必要性や後年度負担を十分考慮し慎重に進めていきたい。

【問】鈴木区長になりギャラクシテイ内ドームシアター、東綾瀬アイススケート場など様々な施設・事業を終了しようとしている。膨大な財源を投入してわずか数年で事業を終了してしまふことについて、どう評価・反省をし、教訓化しているのか。今後、二度と同じようなことを繰り返さないよう、公共事業などについての事前・事後評価をきびしく行い、今後の区政運営に生かすべきと思うがどうか。

【答】公共施設は目的をもって設立されたものだが、他に優先的に実施すべき施策や事業に資源をあてなければならぬ場合などは、事業終了もやむをえないと考える。今後の公共事業は、必要性や後年度負担を十分考慮し慎重に進めていきたい。

【問】前議会において我が党議員から環境税の創設について提案をした。東京都は外形標準課税の導入に踏み切る模様であるが、前議会での区の答弁は、消極的であった。それでは何ができるのか。第三次行政改革大綱がまだ示されていない、緊急財政対策本部での検討が見えないなどの状況にあるが、13年度に向けた財源確保策についての考え方を具体的に示されたい。



野中 栄治 議員

足立区議会 足立区議会議会民主党

財源確保に努力せよ

【問】前議会において我が党議員から環境税の創設について提案をした。東京都は外形標準課税の導入に踏み切る模様であるが、前議会での区の答弁は、消極的であった。それでは何ができるのか。第三次行政改革大綱がまだ示されていない、緊急財政対策本部での検討が見えないなどの状況にあるが、13年度に向けた財源確保策についての考え方を具体的に示されたい。

【答】法定外税の創設については、何よりも区民の理解が必要であり、新たな負担を強いることになる。そのため、区として未収金の徴収強化を優先し、約7億円の増収を目指す。夜間電話催告、夜間臨戸徴収、滞納処分の強化を実施する。

また、13年度に向けた財源確保策については、事務事業の見直し、計画事業の平準化、再雇用非常勤の勤務時間の短縮など可能な限り歳出を抑制する。

【問】財源不足の大きな要因に超過負担がある。区は、23区統一して予算要望で申し入れていくというが、平成4年度から11年度分、約70億円の返還を地方自治体の固有の権利として声を大にして返還要求すべきと思うがどうか。

また、要求書の提出だけで追

足立区議会議会民主党

【問】超過負担は、財政を圧迫している要因の一つであり、区としての、区長会を通じ超過負担の改善要求を行ってきた。返還要求については、訴訟を起した自治体などがあるが、いずれも敗訴しているのが現状である。しかし、今後も引き続き23区力を合わせて国に対し改善要求を行っていく。

【問】財源委譲の問題、事務区分の再編と国の関与の見直しの問題を内在したまま地方分権一括法が施行された。しかし、このような問題を含んだ一括法が施行されたことよって事務の煩雑だけが持ちこまれた。以上が率直な受けとめではないかと思う。区長の見解を伺う。

【答】地方分権一括法の施行は、評価されるものであるが、今回の制度では、財源問題の先送り、国・都の関与が規定されていたり、地方自治体の自立を目指したものである。従い、自治体の自立と都市経営の手腕が問われると考えている。今後は、地方分権の一層の推進と、残された課題に積極的に取り組んでいく。



今定例会で可決した意見書

デポジット制度の早期法制化を 求める意見書

近年、ダイオキシン問題、処分場問題など、ごみ問題はますます深刻化している。

足立区では、足立区まちをきれいにする条例を制定するとともに、「資源循環型清掃・リサイクル事業の推進」を清掃事業の基本理念に据えて、ごみ問題に取り組んできたところである。

しかしながら、現状では道路・公園・空き地等に、びん・缶・ペットボトルなどの不法投棄や、不適切分別によるごみ搬出など、課題が山積みしている。

平成九年四月に施行された容器包装リサイクル法は、平成十二年四月には対象品目を拡大し全面施行されたが、再使用の促進など循環型社会実現のための効果は十分とはいえない状況にある。

政府は本年五月、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源を浪費し、環境に対して過度に負荷を及ぼす社会経済から循環型社会への転換を目指し、拡大生産者責任を明確にした「循環型社会形成推進基本法」を制定した。

今後は、この法律により規定された拡大生産者責任の下で効果的な経済的手法を講ずる必要がある。

すでに欧米などでは、省資源・資源循環を実現するための方策としてデポジット制度を導入し、ごみ減量、資源再使用などに大

きな効果をあげているとのことである。

このデポジット制度は、国民の理解と協力が得やすいこと、使用後の容器回収が容易なこと、処理費用の負担が公平であることなどの利点があり、また、事業者による自主回収を促進し、自治体のごみ処理費用を削減する上でもきわめて有効な手法である。しかし、地域的な導入では識別方法が必要なことなど、その効果が限定されるため、導入にあたっては全国一律の実施が必要であると考える。

よって、足立区議会は政府に対し、循環型社会の形成を一層推進するため、デポジット制度の法制化を早期実施するよう強く要望するものである。

(内閣総理大臣・大蔵大臣・厚生大臣・農林水産大臣・通商産業大臣・自治大臣・環境庁長官・衆議院議長・参議院議長あて)

都市計画道路補助線街路第二五八号線は、昭和四十一年七月に都市計画の決定がされ、現在までに、土地区画整理組合や区



都市計画道路の整備促進に関する意見書

都市計画道路補助線街路第二五八号線は、昭和四十一年七月に都市計画の決定がされ、現在までに、土地区画整理組合や区

の施行により、計画延長八・三キロメートルの内、七十七・一％にあたる六・四キロメートルが供用開始され、平野三丁目地区を除いた残りの区間についても、足立区によって事業着手し、また事業化に向けて着々と進められている状況である。

しかしながら、平野三丁目地区延長三百メートルの区間については、昭和五十八年六月に事業説明会が行われたが、一部土地関係者の協力が得られなかったことにより、十七年経った現在も、未だ現地の測量もできない状況となっている。この未整備区間がボトルネックとなり、既に開通している平野二丁目地区や一ツ家地区からの通過車両が、付近の生活道路に多数入り込み、歩行者は道路の横断もままならず、交通事故の発生など周辺地区の交通環境は著しく悪化している状況である。このため地元住民は、整備促進委員会を結成し、関係各機関に対して都市計画道路の早期整備と交通安全対策の徹底等を求める陳情活動などを行っている。



また、この路線は常磐新線、日暮里・舎人線を連結する重要な公共交通のネットワーク路線として位置づけられており、早期整備は喫緊の課題である。

よって、足立区議会は東京都に対し、都市計画道路補助線街路第二五八号線の平野三丁目区間の事業の認可をはじめとした区間全線の整備促進、早期開通に向けて協力を求めるとともに、財源の確保について特段の配慮を強く求めるものである。

(東京都知事あて)

よって、足立区議会は東京都に対し、都市計画道路補助線街路第二五八号線の平野三丁目区間の事業の認可をはじめとした区間全線の整備促進、早期開通に向けて協力を求めるとともに、財源の確保について特段の配慮を強く求めるものである。

よって、足立区議会は東京都に対し、都市計画道路補助線街路第二五八号線の平野三丁目区間の事業の認可をはじめとした区間全線の整備促進、早期開通に向けて協力を求めるとともに、財源の確保について特段の配慮を強く求めるものである。

よって、足立区議会は東京都に対し、都市計画道路補助線街路第二五八号線の平野三丁目区間の事業の認可をはじめとした区間全線の整備促進、早期開通に向けて協力を求めるとともに、財源の確保について特段の配慮を強く求めるものである。

(東京都知事あて)

特定非営利活動法人(NPO法人)の税制支援を求める意見書

近年、福祉をはじめ、国際協力、地域に根ざした環境保全等さまざまな分野において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う民間非営利団体(NPO)が、生きいきと活躍している様子がマスコミ等で取り上げられている。この様な団体は、行政では実現できない多様化した社会ニーズに、効果的かつ機動的に 대응することができるとともに、個人の社会貢献への意欲を生かすことができる仕組みとして、二十一世紀に向け、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されているものである。

このような民間非営利団体の活動を促進する目的として、平成十年三月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定され、団体が法人格を取得することができるようになった。同年十二月に法が施行されたことにより法人格の認証を取得した団体は、平成十二年十二月現在、全国で三千団体を超え、今後ますます増加していくものと予想される。

しかしながら、こうした法人には財政基盤の弱いものも多くみられ、今後、特定非営利活動法人の活動を促進していく

ためには、法人の財政基盤の強化が必要不可欠であり、税制上の優遇措置等の支援が喫緊の課題となっている。

よって、足立区議会は政府に対し、左記事項の実現に向け、早急に対策を講じられるよう強く要望するものである。

記

- 一、特定非営利活動法人(NPO法人)に対する個人の寄付の所得控除を認めること
- 二、特定非営利活動法人(NPO法人)が社会的役割を果たしながら、健全なる発展が図られるよう、法人の寄付の損金算入を拡大すること
- 三、特定非営利活動法人(NPO法人)の事業収益について、法人税の減免を行うこと

(内閣総理大臣・大蔵大臣・経済企画庁長官あて)

音楽療法師の国家資格制度の創設を求める意見書

音楽は直接、人間の心身に働きかけ、高齢者や病人あるいは心身障害者・児等の健康や心の豊かさなど、心身の活性化に大きな効果を与えることが知られている。音楽療法はこうした音楽の力を活用して、対象者の心身機能の回復や賦活、あるいは健康の維持を図ろうとするものである。



音楽療法師は、すでに米国、英国、ドイツ、カナダ及びオーストラリアなどにおいて早くから実施され、特に米国では、一九九一年に高齢者法において音楽療法が位置づけられ、高齢者や心身障害者・児等の国民の健康回復や維持に大きな力を発揮している。

わが国では、奈良市や岐阜県等において先駆的試みが行われるなかで、その効果が確認され、音楽療法に対する関心やニーズが、急速な高まりをみせているところである。

しかしながら、わが国では民間団体によって音楽療法の研究と実践がおこなわれているものの、それに対する公的な認知がされていないために、音楽療法が不可欠とされている重度障害者・児施設や高齢者施設等においてさえも、その普及が遅れている状況にある。特に音楽療法は、医療や福祉及び教育の現場で、その効果を発揮するとされており、高齢者や心身障害者・児等に対する有力な治療方法として取入れられることが必要である。そのためには、「音楽療法師」の国家資格制度を創設するとともに、医療保険や介護保険への適用などの措置を講ずる必要がある。

よって、足立区議会は政府に対し、左記事項の施策の早急な確立を求めるものである。

- 一、音楽療法師の国家資格制度を創設し、音楽療法師の養成を図ること
- 二、音楽療法を医療保険及び介護保険の適用とすること

三、平成十三年度予算において、民間や地方自治体による音楽療法の調査研究や普及に対する国の補助制度を確立すること

四、高齢者施設や心身障害者・児等の医療・福祉施設等における音楽療法導入に対する補助を行うこと

(内閣総理大臣・厚生大臣あて)



みなさんからの 請願・陳情

採択にしたもの

- 放送大学移転に際し、綾瀬学童分室の定員増、及び児童館分室を併設することを求める請願(第四項)
- (仮称)中央障害センターを計画通り建設するよう求める陳情
- デポジット制度の早期法制化を求める陳情
- 補助第二五八号線(平野三丁目地内)の早期着工、完成に向けて関係機関への働きかけへをお願いに関する陳情
- 特定非営利活動法人(NPO法人)の税制支援を求める意見書の提出を求める請願

採択にしたもの

第4回定例会での

議決結果

補正予算

可決したものの

平成12年度足立区一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億4千228万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2千155億6万6千円とし、及び債務負担行為の追加をするもの

(日本共産党足立区議団より反対の立場から討論あり)

平成12年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2千274万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ564億6千792万5千円とするもの

平成12年度足立区介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2千889万8千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ190億3千666万7千円とし、及び債務負担行為の追加をするもの

条例の制定・改正・廃止

可決したものの

足立区議会情報公開条例

区議会の情報公開についての規定を定めたもの

足立区職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

中央省庁の名称変更に伴い、規定を整備するもの

足立区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例

基金の額を減額するもの
足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、規定を整備するもの

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

駐車場が付帯する都営住宅の移管に伴い、駐車場使用に関する規定を設けるもの

足立区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

青少年問題協議会の設置根拠法の改正に伴い、規定を整備するもの

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法の改正に伴い、規定を整備するもの

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与を改定するもの

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与を改定するもの
足立区ひとり親家庭の医療費の

助成に関する条例の一部を改正する条例

老人保健法の改正に伴い、規定を整備するもの

足立区民ギャンブル条例を廃止する条例

西新井区民ギャンブルを廃止するもの

その他の議案

負担付き贈与にかかる財産の受け入れ

東京都所有の公営住宅の贈与を受け入れるもの

「受け入れる財産」

「名称」伊興町本町第二

アパート

「所在」伊興四丁目12番 外

専決処分した事件の報告及び承認

足立区子ども科学館条例の一部を改正する条例

ドームシアターの廃止に伴い、規定を整備したものの



報告

損害賠償額の決定

区道上において、街路樹の添え木が強風のために折れて、被害者につっかり、負傷を負わせたことに伴う賠償の額(6万1千995円)の決定

議決を得た契約の変更

北鹿浜公園改良造園工事請負契約

意見の分かれた案件

○=賛成 ×=反対

Table with columns for '議案', '会派名及び結果', '会派名' (including 足立区議会自由民主党, 足立区議会公明党, 日本共産党足立区議団, 足立区議会民主党), and '結果'. It lists three cases: budget amendments, medical fee assistance, and a special resolution report.

特別区道路線の認定

Table with columns for '所在地', '延長 (m)', and '幅員 (m)'. It lists two road segments: 宮城二丁目地内 and 大谷田一丁目地内.

区有通路路線の設置

Table with columns for '所在地', '延長 (m)', and '幅員 (m)'. It lists one road segment: 柳原一丁目地内.

区有通路路線の廃止

Table with columns for '所在地', '延長 (m)', and '幅員 (m)'. It lists one road segment: 大谷田一丁目地内.

他議会からの視察状況

当区の先進的な事業、施設の管理状況について、全国の議会が議会活動の調査研究のため視察に訪れました。視察状況は左表のとおりです。

Table with columns for '日付', '議会名', and '視察事項・施設'. It lists various inter-parliamentary visits from December to January, including visits to Aichi, Chiba, and other prefectures.

より開かれた議会をめざして

平成13年1月1日施行 足立区議会情報公開条例のあらまし

条例制定への道のり

平成12年4月、都区制度改革により、清掃事業をはじめ多くの事務が移管されました。

また、地方分権推進一括法の施行により、国の地方自治体に対する関与が見直され、区が自らの責任で地域の特性を生かした自治体運営ができるようになりました。このように、区の権限・責任は昨年4月を境に大きく変わりました。このことは、区の意思を決定する機関である議会の役割も、ますます重要となることを意味します。

足立区議会は、従来より区民に広く開かれた議会をめざし、法の定めによる本会議のほか委員会の公開をまいりました。このたび、議会情報をより一層区民に公開し、さらに開かれた議会を実現すべくと考え、議会情報公開制度の検討を重ね、平成12年12月21日に「足立区議会情報公開条例」を可決しました。

条例の概要

足立区議会情報公開条例は、5つの章、28の条文および付則から成り立っています。以下、条例の概要を説明します。

目的(第1条)

・地方自治の本旨にのっとり足立区政を実現するために、議会情報を積極的に公開し、区民に対して自らの諸活動を説明する責任を明らかにし、議会に対する区民の理解と信頼を深めていくことを宣言しています。
対象となる情報(第2条)

開示までの一般的な流れ

1 開示してほしい議会情報を決めます。



2 区議会事務局庶務係に「議会情報開示請求書」を提出します。

※請求者の控えとして「議会情報開示請求書」のコピーが渡されます。



3 後日、「議会情報開示等決定通知書」が自宅に届きます。

※開示の日時、場所、方法などが記入されています。
※原則として14日以内に決定されます。



4 指定された日時・場所・方法で情報の開示を受けます。

※「議会情報開示等決定通知書」を提示していただきます。



・対象となる情報は、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であり、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして議長が管理している情報です。

・区内に事務所又は事業所を持つ個人及び団体
・情報の開示を請求する理由を具体的に示すことができる人や団体
・個人生活に関する情報が識別されるもの
・法人、個人の事業活動に関する情報で開示によりその利益を損なうと認められるもの
・会派の活動に関する情報で開示によりその活動に支障をきたすもの
・法令等の定めにより開示できない情報

・全部開示、一部開示、全部非開示、不存在、存否非開示の5つの決定があります。
・請求を受け付けた日の翌日から14日以内に決定を行います。
・開示の方法(第14条)
・閲覧、写しの交付など。
・費用負担(第15条)
・閲覧は無料です。
・写しの作成及び送付に要する費用は請求者負担となります。
・「費用一覧」を参照)

・区民の福祉を向上させるために必要な情報については、積極的に公表していきます。
・平成13年1月1日
・施行期日(付則第1項)
・開示制度の対象情報(付則第2項)
・平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した情報
※注 会派
同じような考えをもつ2人以上の議員のグループ。平成13年1月現在、足立区議会には4つの会派があります。
・足立区議会自由民主党
・足立区議会公明党
・日本共産党足立区議団
・足立区議会民主党

費用一覧

区分	単位	金額
閲覧	-----	無料
複写機により作成した情報の写しの交付	A3判以下 1枚	10円
	カラーコピー 1枚	50円
電子計算機からの出力物の交付	1枚	10円
フロッピーディスクに複写したものの交付	1枚	100円
情報の写しの郵送に要する費用		実費相当額

※ A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とします。

より開かれた議会をめざして

条例による情報公開請求は以上のような手続が必要ですが、議会としてはこの手続によらなくとも可能な限り、議会情報を積極的に提供していきます。

また、開示請求により開示した情報について、区民の皆様の利便及び議会運営の効率化に役立つと認めるときは、その情報を公表するよう努めていきます。情報公開制度の実施状況は、年1回、区議会だよりでお知らせします。

今後ともより開かれた議会の実現をめざし努力してまいります。区民のみなさんごの理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。足立区議会情報公開制度に関する問い合わせ先

区議会事務局庶務係

TEL (03) 8880-5995